

平成 31 年 4 月 11 日
電子航法研究所

研究計画提案の公募について

1. 概要

国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所 電子航法研究所（以下「当所」という）は、航空交通の安全性・効率性向上および地球環境保全等に貢献する研究を通し、航空の利用者、運航者および国などの要望に応えることを主な目標として 1967 年に設立されました。

現在、当所は国土交通省航空局が産学官で推進している「将来の航空交通システムに関する長期ビジョン（CARATS）」を技術的側面から支援することを始め、新しい航空交通管理およびそれを支える新たな技術開発の研究を進めるとともに、航空交通システムに関する研究の裾野拡大を目指しています。これら多岐に渡る課題に対応するためには各種の専門性を有する大学や民間企業、研究機関等と連携して遂行することが望ましく、その観点から研究計画提案の公募を実施いたします。

平成 31 年度に研究計画提案を募集する課題は下記 1 件です。

- ・課題 1 「UPR 環境下における空域編成への数理最適化の適用」（別紙 1 参照）

皆様からのご応募をお待ちしています。

2. 研究期間

請負研究契約または共同研究契約を締結した日から最長で以下の期限までとします。

- ・課題 1：契約締結日から令和 3 年 3 月 31 日まで

※複数年の研究計画提案であっても請負研究契約の締結は単年度毎に実施し、研究の進捗状況等により次年度の契約を締結しない場合もあります（8.を参照）。

3. 応募方法および提出書類

別紙様式の研究計画提案書に必要事項を記入の上、補足資料とともに電子メールにて当所研究計画課（info-k@enri.go.jp）までご提出ください。

提出書類のリストは以下のとおりです。

- ・研究計画提案書（別紙 3 の様式に提案課題、研究代表者、研究概要、提案内容の詳細および研究実績などを記入）
- ・補足資料（書式自由、ただし A4 で 5 枚以内）

4. 応募締切

日本時間の令和元年 5 月 10 日(金) 17 時まで（必着）。

5. 応募資格

研究代表者の所属機関が次のいずれかに該当すること。

- ・平成 31 年 4 月 1 日時点で当所と包括連携協定を締結している大学または公的試験研究機関
- ・前年度までに科学研究費補助金等の公的研究補助金を管理した実績がある
- ・全省庁統一資格を有している

かつ、研究代表者の所属機関において国土交通省決定の以下の指針等における各機関の体制整備が行われていること。

- ・競争的資金等に係る研究活動における不正行為への対応指針
- ・研究機関における競争的資金の管理・監査のガイドライン（実施基準）

また、外為法に違反しない等、安全保障貿易管理を遵守していること。

6. 研究経費

1 課題あたりの研究経費の支給は年間 100 万円未満（研究遂行に必要となる直接経費や間接経費、各種手数料、消費税等を全て含む）を上限とします。

7. 提案の評価および採否の決定

当所の公募型研究等評価委員会にて研究計画提案を評価の上、採否を決定します。評価に際しては次に示す点などを考慮します。

- ・当所が提示した公募課題の位置づけおよび内外の研究動向を把握しているか
- ・設定された目的に対して研究目標および設定課題は適切であるか
- ・研究課題に対するその解決手法は適切であるか
- ・研究の年度計画、経費の使用計画は適切であるか
- ・設定した研究目標に対して、その達成の見通しは高いか
- ・本件へのエフォートや研究実施体制、他の競争的資金の獲得状況などの観点から研究の遂行可能性が高いか
- ・航空交通システムに関する研究の裾野拡大に資するか

採択結果については 7 月末頃までに研究代表者へご連絡さしあげる予定です。また、当所ホームページに結果を掲載いたします。

8. 契約関係および研究成果の取り扱い

- ・請負研究契約および共同研究契約は当所と研究代表者が常勤している所属機関との間で締結します。
- ・請負研究契約における当所が契約相手方に支払う金額、使途の詳細については契約時までに調整させていただきます。

- ・請負研究契約の締結は複数年の研究計画提案であっても単年度毎に行います。また、研究の進捗状況等により次年度の契約を締結しない場合もあります。
- ・請負研究の場合、期日までに研究報告書を提出してください。
- ・共同研究の場合は終了時に当所と連名で共同研究報告書を作成いただきます。
- ・研究成果については、当所研究発表会（毎年 6 月頃開催）等でご講演やポスター展示などの報告をお願いしています。
- ・知的財産権の取り扱いに関して、請負研究における知的財産権は原則として当所に帰属します。ただし、当所との協議により、50%を上限とした持分を所有することができます。共同研究の場合は、単独で得られた知的財産権は単独所有、共同で得られた知的財産権については貢献度に応じた持分の共同所有を原則とします。

9. その他

- ・募集する課題の詳細など不明な点に関しては、当所研究計画課（info-k@enri.go.jp）までお問い合わせください。

以上